

千代田町

国土強靭化地域計画(案)

令和8年3月改訂

千代田町

目 次

第1章 計画の基本的事項

1. 策定趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1

第2章 強靭化の基本的な考え方

1. 本町の地域特性	2
2. 基本目標	13
3. 近年の社会情勢等を踏まえた配慮すべき事項	14

第3章 脆弱性評価

1. 対象とする自然災害	16
2. 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」の設定	17
3. 施策分野の設定	18
4. リスクシナリオごとにこれを回避するための施策を洗い出し	18
5. リスクシナリオを回避するための分析・評価（脆弱性評価）	23

第4章 強靭化の推進方針

1. あらゆる災害に対する直接死を最大限防ぐ	27
2. 災害関連死を最大限防ぐ	31
3. 必要不可欠な行政機能を確実に確保する	35
4. 経済活動を維持する	37
5. 通信、ライフライン、インフラ等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる ..	39
6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する ..	42
7. 横断的分野	45

第5章 計画の推進

1. 施策の重点化	47
2. 重要業績評価指標（K P I）	47
3. 施策推進と進捗管理	48

第1章 計画の基本的事項

1. 策定趣旨

わが国では東日本大震災や能登半島地震等の大規模地震、台風やゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害など、大規模自然災害が繰り返し起こり、事前の備えを行うことの重要性がますます高まっています。

国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画(以下、「國の基本計画」という。)を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進しています。

また、群馬県においても、平成29年3月に「群馬県国土強靱化地域計画」(以下「県計画」という。)を、令和7年4月にはその全面改定版を策定し、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、各施策を推進しています。

このような中、本町でもあらゆるリスクに対し、「強靱な千代田町」をつくりあげていくために、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に、「千代田町国土強靱化地域計画」を改定することとしました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化に関して、千代田町地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針とします。

また、同法第14条に基づき、國の基本計画との調和についても十分、留意するものとします。

3. 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とします。

ただし、國の基本計画や県計画の見直し、社会経済情勢の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行っていくものとします。

第2章 強靭化の基本的な考え方

1. 本町の地域特性

(1) 位置と地勢

本町は、群馬県の南東部に位置し、利根川中流域の左岸に沿って東西に延びる平坦地に発達した都市です。東は明和町、北は館林市、邑楽町、西は大泉町、南は埼玉県熊谷市及び行田市に接し、総面積は 21.73km²です。

本町は、利根川、谷田川、新谷田川、五箇川を中心とした水と、北部、西部に点在する平地林等を有する自然豊かな町となっています。

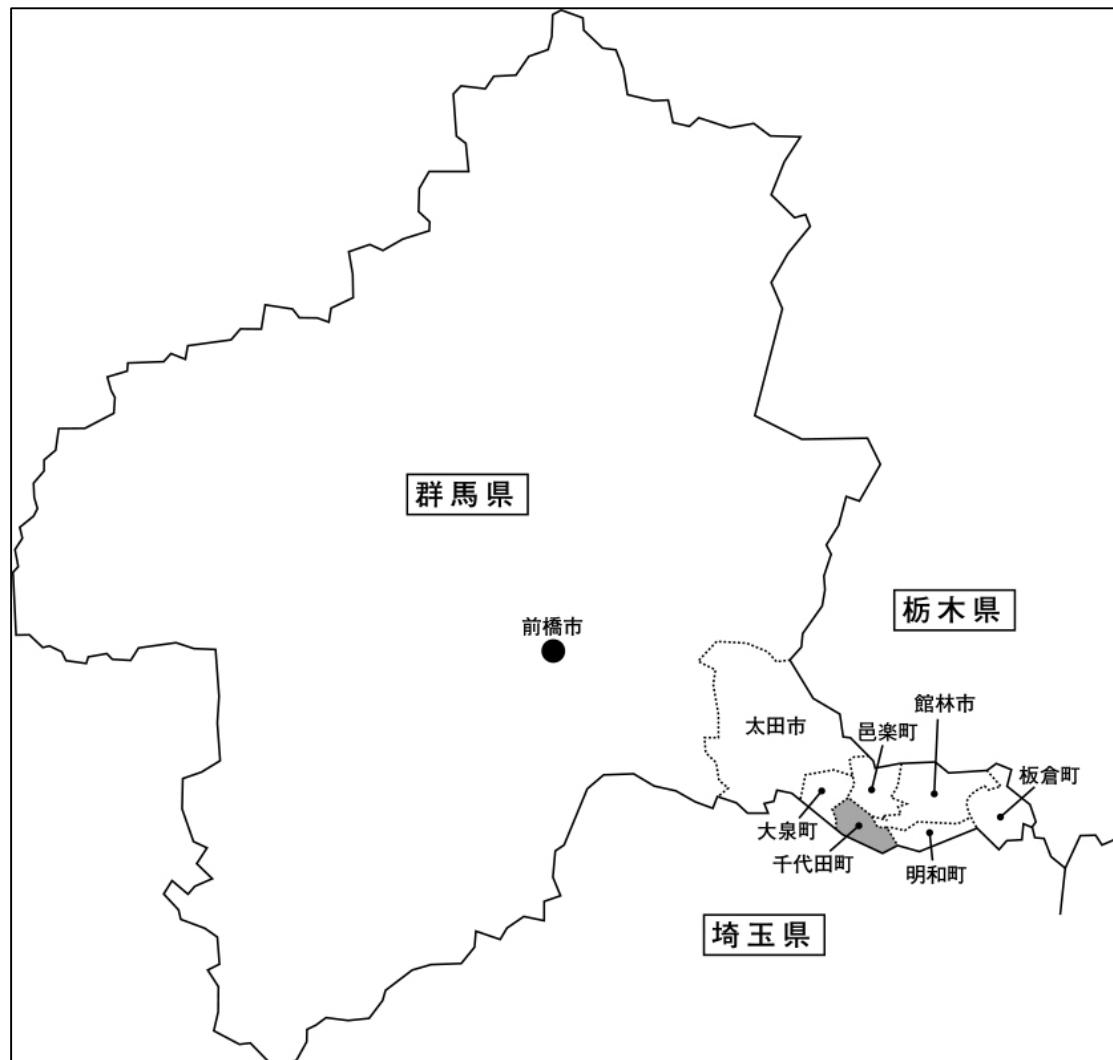


図 2-1 本町の位置

(2) 気象

本町は、いわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬期は「空っ風」が強く、4月から5月上旬にかけて晩霜があるのが特色となっています。

気温は、夏期・冬期の一時期を除き、全般的に温暖な気候です。降雨量は、年間約1,200mm程度で6～10月に多く、冬期は晴天が続き雨量は著しく少なく乾燥度は高いですが、全般的には過ごしやすい気象条件となっています。

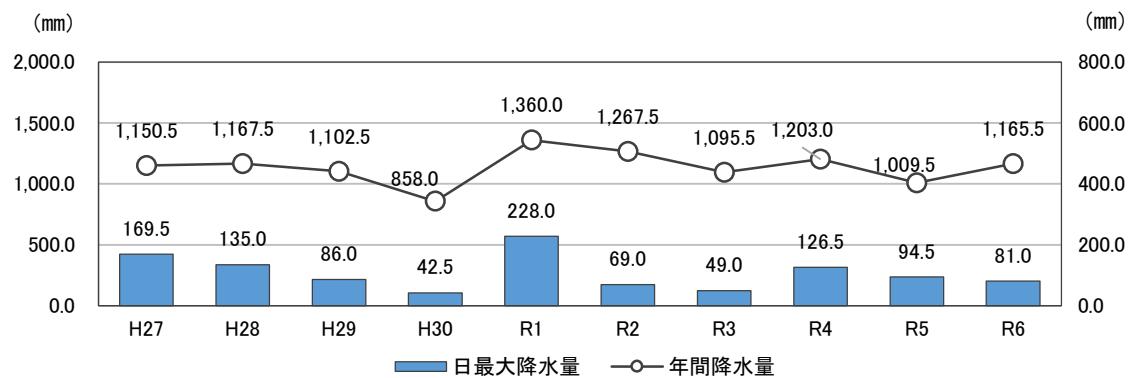


図 2-2 年間降水量の推移

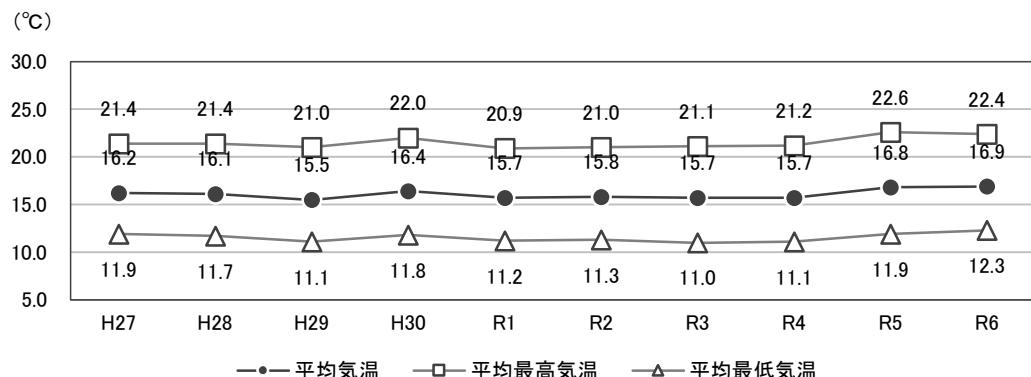


図 2-3 年間気温の推移

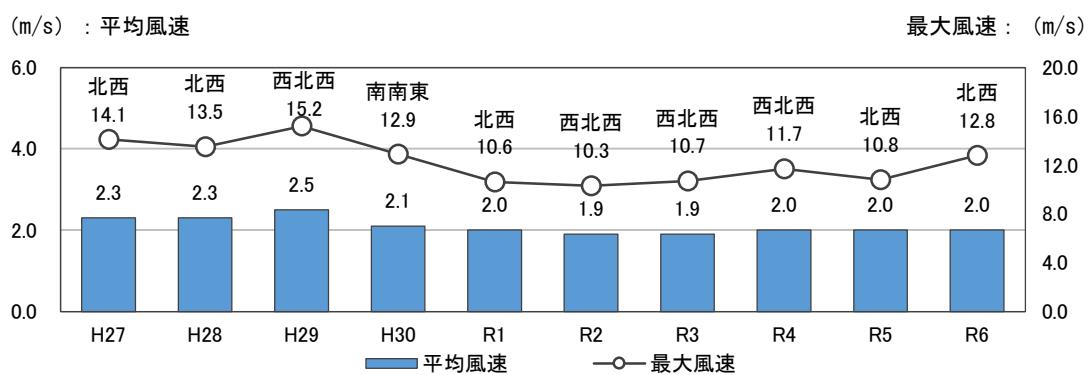


図 2-4 年間風速の推移

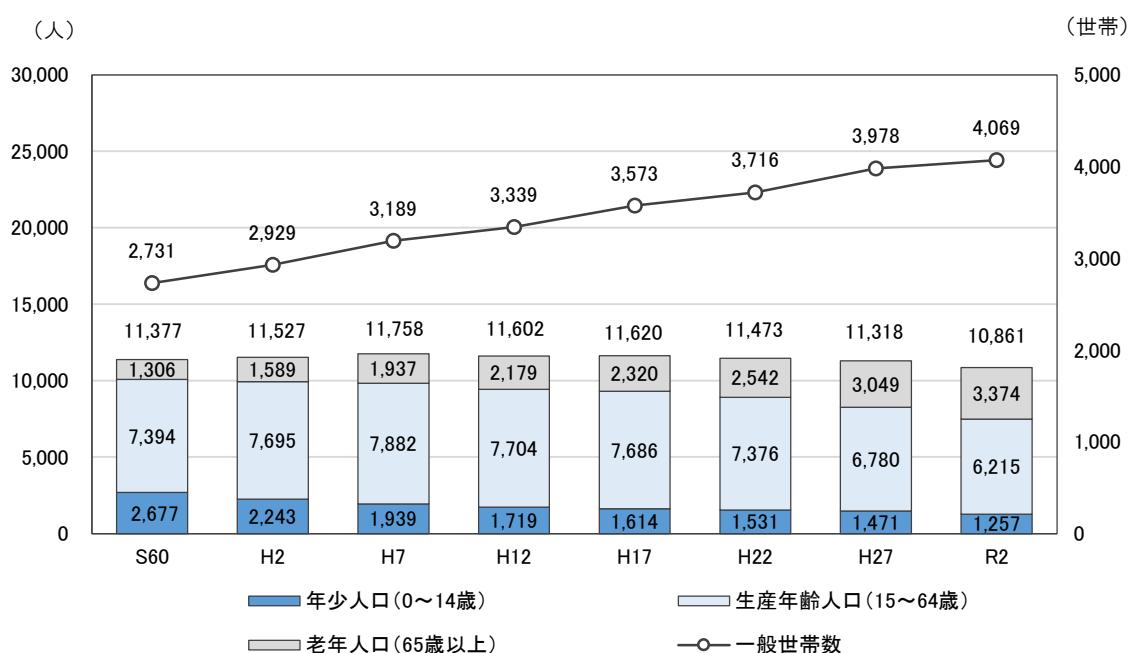
資料 気象庁館林地域気象観測所データ

(3) 人口・世帯

令和2年の国勢調査によると、本町の人口は10,861人であり平成22年以降、減少傾向で推移しています。

一方、世帯数は増加の一途にあり、平均世帯構成員数が大きく低下し、核家族化の進行が見られます。

また、年齢階層別の人団体をみると、15歳未満の年少人口や15~64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、一方で65歳以上の高齢者人口が増加傾向にあることから、少子・高齢化が進行しているといえます。



注）3区分別人口には年齢不詳の方が含まれていないため、総人口と合致しない場合がある。

図2-5 人口・世帯の推移

資料 国勢調査

表2-1 1世帯あたり人員数の推移

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
総人口	11,377	11,527	11,758	11,602	11,620	11,473	11,318	10,861
一般世帯数	2,731	2,929	3,189	3,339	3,573	3,716	3,978	4,069
1世帯あたり 人員	4.17	3.94	3.69	3.47	3.25	3.09	2.85	2.67

資料 国勢調査

(4) 土地利用等

本町は、町域の全てが都市計画区域に指定されており、総面積 2,173ha（都市計画区域）のうち市街化区域が 300ha（約 14%）を占め、残り 1,873ha（約 86%）が市街化調整区域になっています。

市街化区域内の土地利用をみると、役場周辺から利根川沿いにかけては公益施設用地や住宅用地が広がっており、鞍掛第 2 工業団地がある北部では工業用地が大部分を占めています。また、千代田工業団地がある東部の市街化区域では工業用地や商業用地のほか、近年、「ふれあいタウンちよだ」として造成・分譲を行っている住宅用地が広がっています。

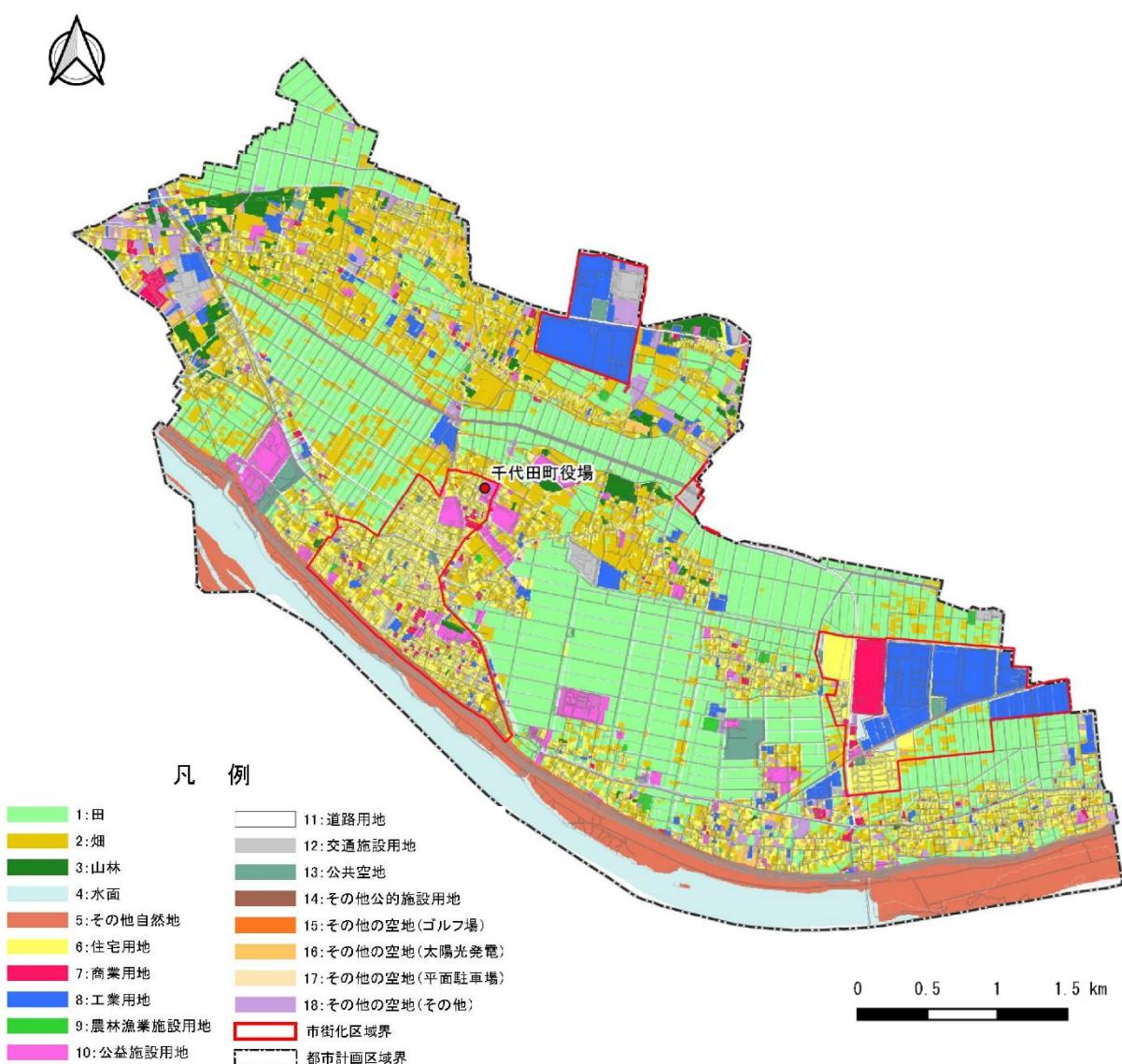


図 2-6 土地利用現況図

資料 令和 4 年度都市計画基礎調査

(5) 用途地域指定

市街化区域内の用途地域の指定状況をみると、鞍掛第2工業団地がある北部の市街化区域では、全域が「工業専用地域」に指定されており、千代田工業団地がある東部の市街化区域では「工業専用地域」と「近隣商業地域」及び「第1種低層住居専用地域」が指定されています。また、役場から利根川沿いまでの市街化区域では、概ね住居地域が指定されており、野辺流通団地がある館林市境の市街化区域では「準工業地域」が指定されています。

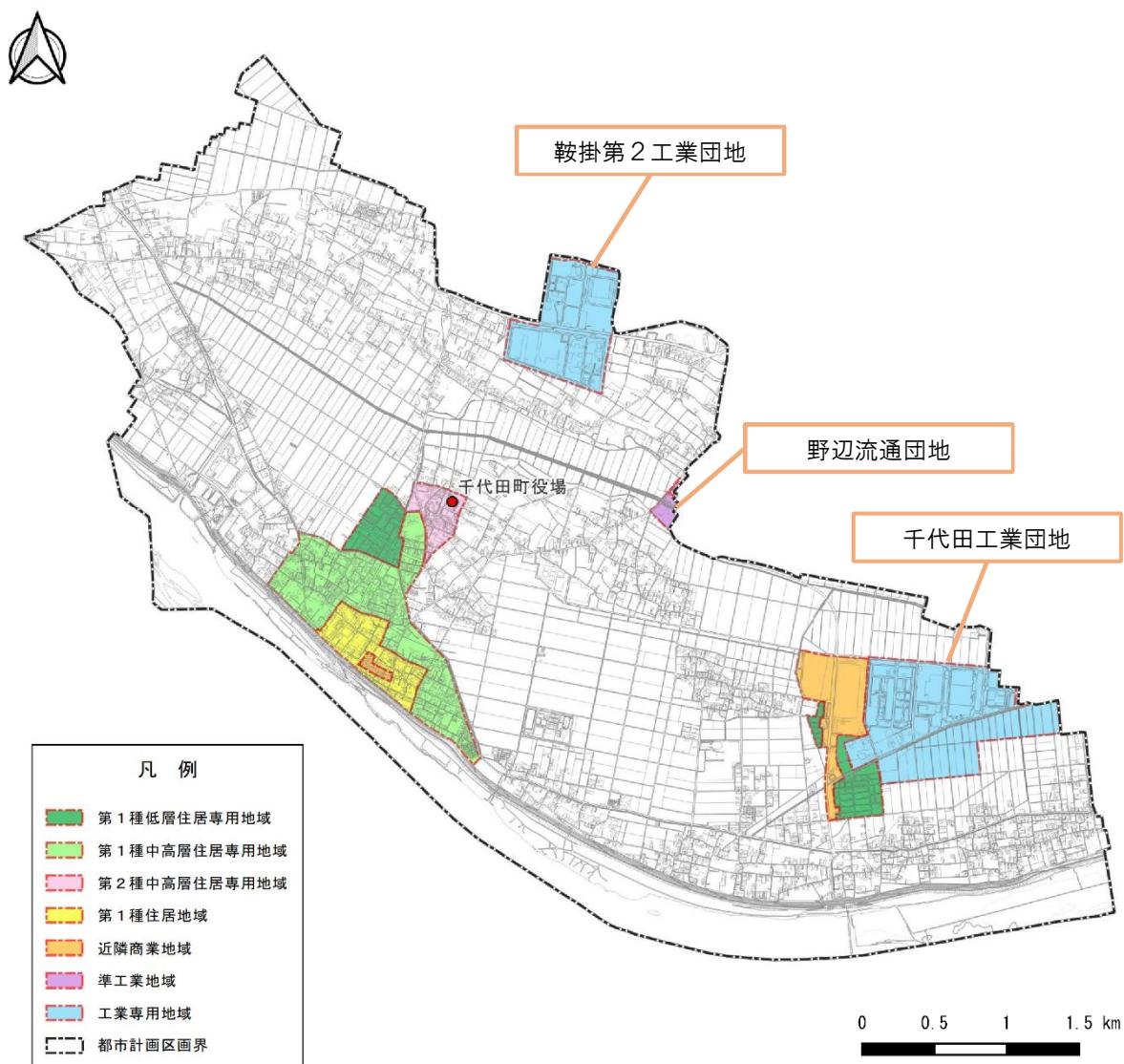


図 2-7 用途地域図

資料 令和4年度都市計画基礎調査

(6) 災害リスク

① 地震被害想定

東日本大震災の経験を踏まえ、群馬県が平成24年度に公表した本町の地震被害想定は以下のとおりとなっています。

表 2-2 本町の地震被害想定

想定項目		関東平野北西縁 断層帯主部	太田断層	片品川左岸断層
最大震度		6 強	6 弱	4 以下
建 物 被 害	全建物（棟） (揺れ+液状化)	棟数 8,440	8,440	8,440
	全壊棟数 159.8	41.6	0	0
	半壊棟数 920.6	374.4	0	0
人 的 被 害	死 者（人）	冬 5 時 6.9	1.6	0
		夏 12 時 5.1	1.2	0
		冬 18 時 5.4	1.3	0
	負傷者（人）	冬 5 時 100.8	35.7	0
		夏 12 時 64.9	23.2	0
		冬 18 時 72.6	26.5	0
	重傷者（人）	冬 5 時 6.1	1.4	0
		夏 12 時 4.4	1.1	0
		冬 18 時 5.1	1.4	0
ラ イ フ ラ イ ン	断水世帯数 (世帯)	直後 35,913.3	3,092.6	0
		1日後 3,236.8	2,020.8	0
		2日後 3,225.7	1,978.9	0
		4日後 971.0	606.2	0
	L P ガス被災件数（件）	40	21	0
	電柱被害率・停電率（%）	4.6	1.2	0
	震災廃棄物（トン/月）	4.7	1.8	0
避 難 者 数	全避難者数	直後 957.6	356.2	0
		1日後 4,916.9	3,084.9	0
		2日後 4,903.3	3,028.3	0
		4日後 2,145.3	1,174.7	0
		1か月後 1,394.4	356.2	0
	要介護度 3 以上	直後 15.8	5.9	0
		1日後 81.0	50.8	0
		2日後 80.8	49.9	0
		4日後 35.3	19.4	0
		1か月後 23.0	5.9	0

資料 千代田町地域防災計画（令和5年3月）をもとに作成

② 液状化リスク

本町において、関東平野北西縁断層帯主部による地震が発生した場合、北西部の地域で建物が全壊する率が高くなっています。一方、液状化の危険度をみると、北西部の地域では危険度が低く、利根川沿いの各地域で危険度が高くなっています。

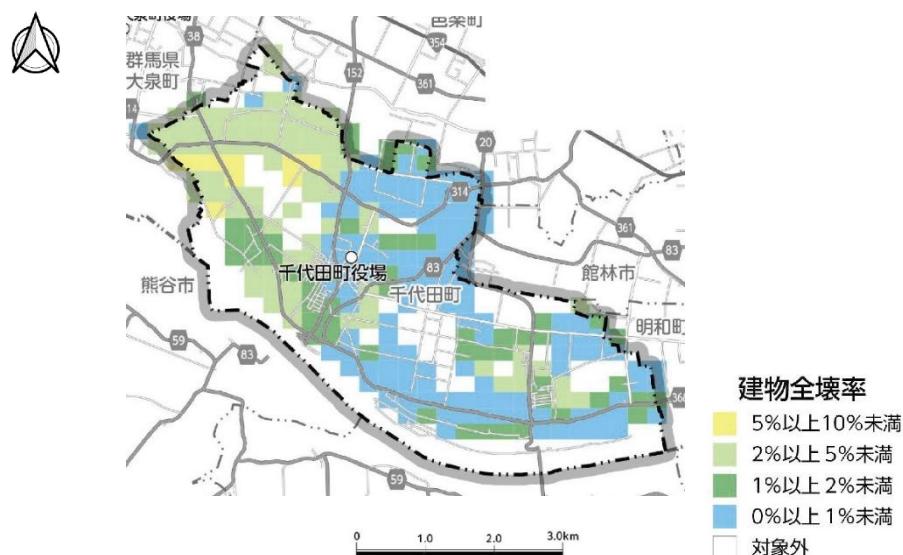


図 2-8 建物全壊率分布図

資料 千代田町防災ハザードマップ（令和6年3月）

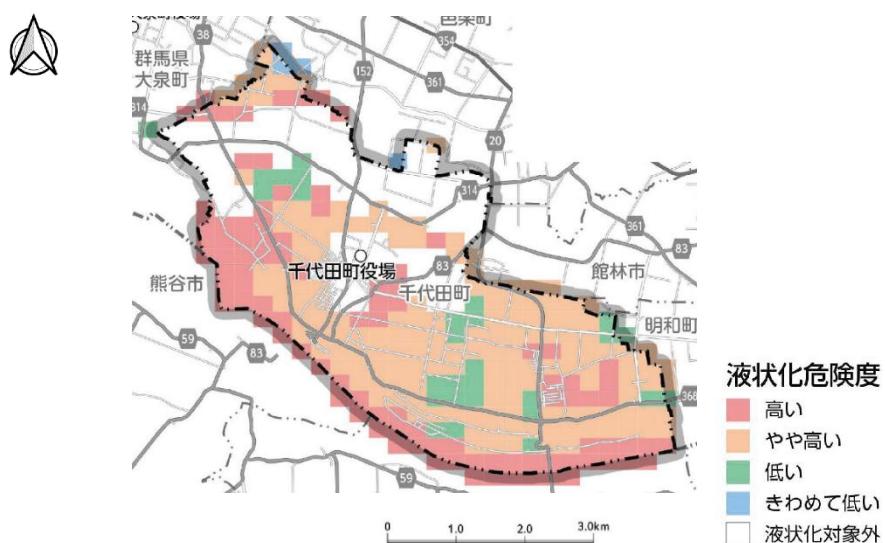


図 2-9 液状化危険度分布図

資料 千代田町防災ハザードマップ（令和6年3月）

③ 過去の風水害

記録誌等によると、本町に大きな被害をもたらした風水害は、過去に4度あり、明治43年の利根川大洪水では、死者18名を含む人的被害が45名、家屋被害は全壊・半壊・流出家屋が計114戸、床上・床下浸水を含めると1,187戸と記録されています。

近年では、令和元年の東日本台風による被害を受けており、人的被害はなかったものの家屋被害は半壊2戸、一部損壊が26戸と記録されています。

表2-3 本町の過去の風水害

明治43年8月10日 ～11日	水　　害 〔西部・中央部・東部地区 の利根川堤防の破堤〕	1 人的被害
		死　　者 18名 行方不明 24名 傷　　者 3名 合　　計 45名
昭和22年9月14日 ～15日	台　　風 (カスリーン台風)	2 家屋被害
		全壊家屋 35戸　床上浸水 829戸 半壊家屋 32戸　床下浸水 244戸 流失家屋 47戸 合　　計 1,187戸
昭和41年9月25日	台　　風 (台風第26号)	1 家屋被害
		全壊家屋 1戸 半壊家屋 1戸 床上浸水 32戸 床下浸水 181戸 合　　計 215戸
令和元年10月12日 ～13日	台　　風 (東日本台風)	1 家屋被害
		住宅全壊 22戸 住宅半壊 16戸 物置・作業所全壊 26戸 物置・作業所半壊 21戸 合　　計 85戸
		1 家屋被害
		半　　壊(床上浸水) 2戸 一部損壊(床下浸水) 26戸 合　　計 28戸

資料 千代田町地域防災計画（令和5年3月）

④ 洪水浸水想定

水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定をみると、本町の広い範囲で3m以上の浸水が発生すると予測されています。また、浸水継続時間は、町の東部で長期化する地域が多くなっており、谷田川沿いの一部地域などでは7～14日程度浸水が継続することも予測されています。

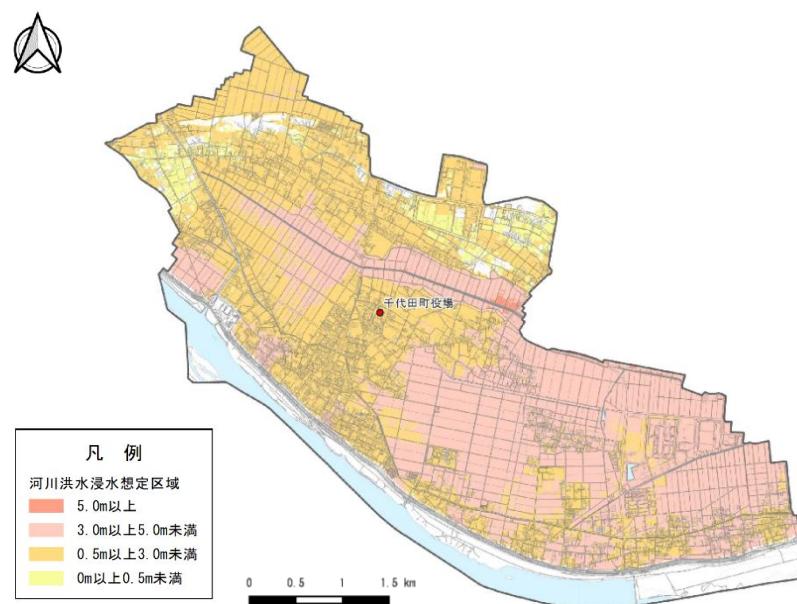


図 2-10 浸水想定区域図（想定最大）

資料 国土数値情報

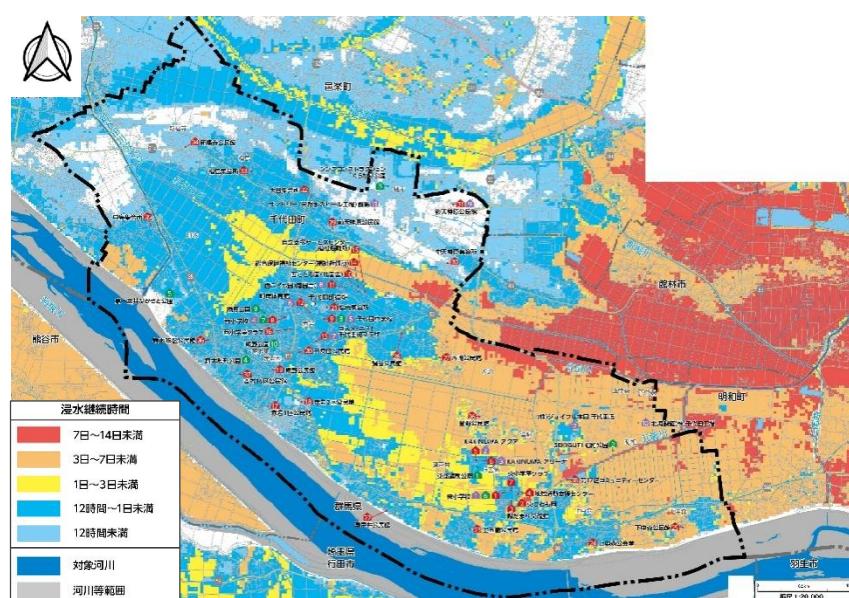


図 2-11 浸水想定区域図（継続時間）

資料 千代田町防災ハザードマップ（令和6年3月）

(7) 緊急輸送道路

本町には、県が指定する緊急輸送道路が8路線、町が指定する緊急輸送道路が20路線あり、延長は県指定緊急輸送道路が13.92 km、町指定緊急輸送道路が9.99 kmであり、合計23.91 kmとなっています。

緊急輸送道路は、災害時の緊急車両等の円滑な通行を確保する観点から、道路施設の防災対策を優先して進めることが求められます。

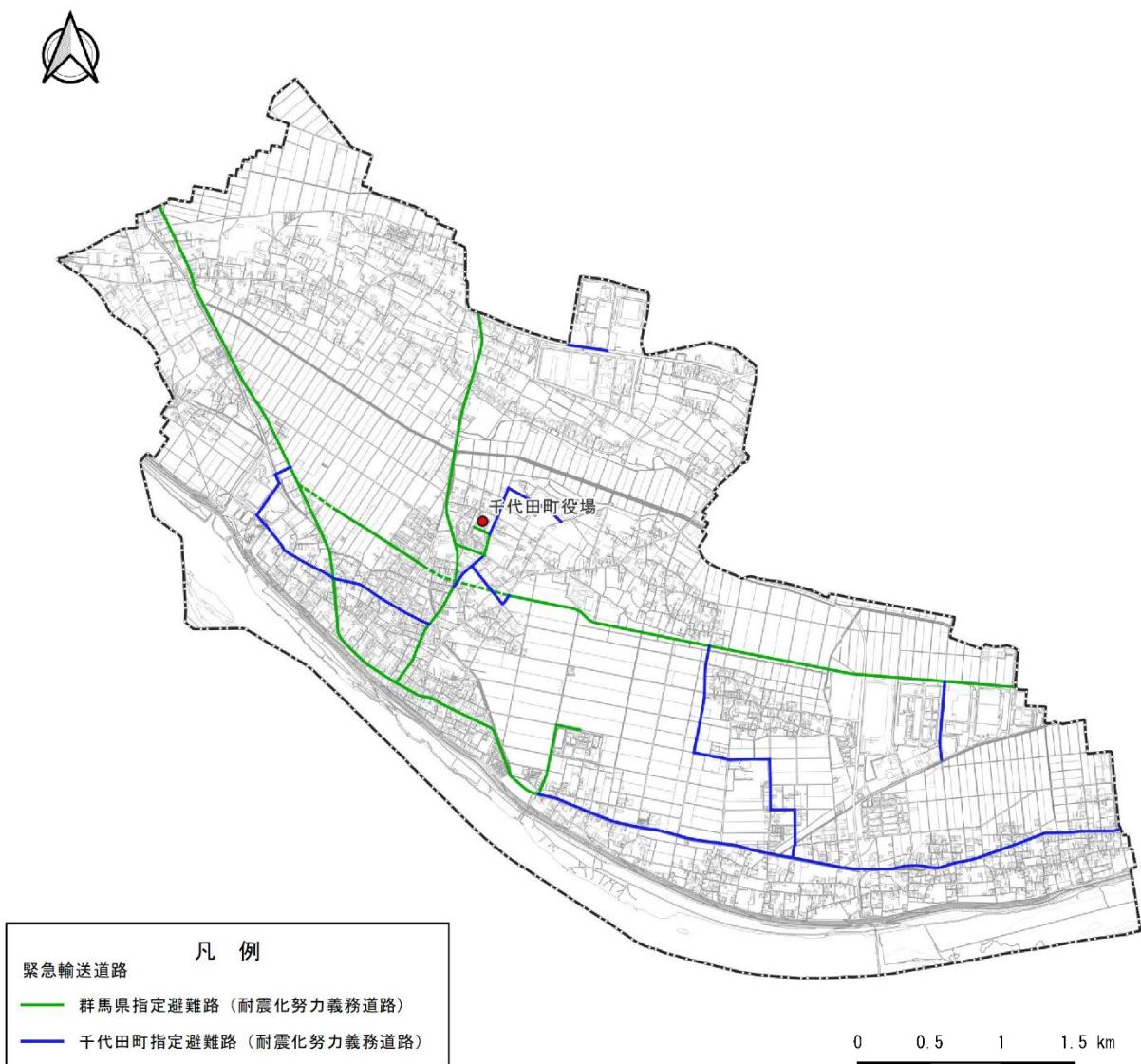


図 2-12 緊急輸送道路位置図

資料 千代田町地域防災計画（令和5年3月）をもとに作成

(8) 立地適正化計画における居住誘導区域

本町では、令和3年に「千代田町立地適正化計画」（以下、「立地適正化計画」という。）を策定し、将来の人口減少や高齢化の進行等に対応した持続可能なまちを実現するため、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進するとしています。

立地適正化計画では、将来の人口予測等をもとに、居住の集積・誘導を図る「居住誘導区域」を設定するとともに、生活に関わるサービス機能の集積・誘導を図る「都市機能誘導区域」を設定することとされています。

立地適正化計画によると、本町の居住誘導区域は以下のとおり示されています。

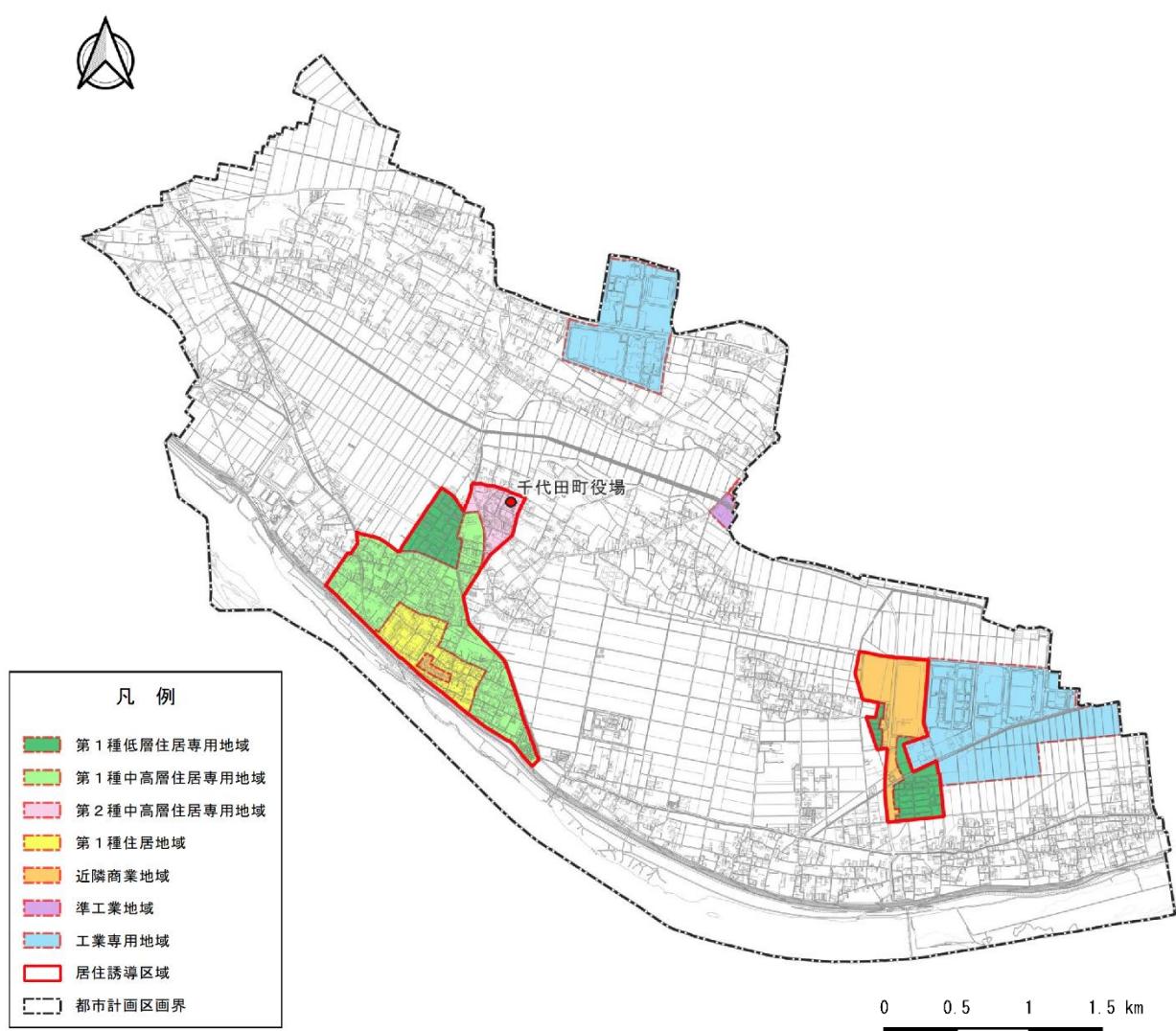


図 2-13 立地適正化計画における居住誘導区域

資料 千代田町立地適正化計画（令和3年）

(9) 立地適正化計画における防災指針

立地適正化計画では、浸水想定区域は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきとされています。しかしながら、本町は全域にわたって利根川による洪水浸水想定区域に含まれていることから、浸水想定区域を居住誘導区域から除外すると区域設定が困難な状況となります。そのため、浸水想定区域内に居住誘導区域を設定したうえで、災害の恐れのある区域への対応として、以下の防災指針に基づき、防災・減災に向けたソフト・ハード対策を推進することとしています。

表 2-4 千代田町立地適正化計画における防災指針

防災まちづくりの取組指針
<ul style="list-style-type: none">・ 浸水深を低減させるための河川整備等ハード対策を促進するとともに、避難施設や避難路の確保を行います。・ 誘導施設を新たに立地する場合には、地域住民が利用可能な避難スペースの確保など、防災・減災に資する機能を付加するよう事業者に対して要請や指導を行います。・ 地域住民への災害ハザードマップ等による情報提供を促進するとともに、地域における災害時の行動計画（避難計画・備蓄計画等）の策定を促進します。・ 防災関連機関等による防災訓練や、自主防災組織による自発的な防災対策、学校における防災教育により、住民一人一人の防災意識向上を図ります。

2. 基本目標

国の基本計画及び県計画を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

表 2-5 千代田町国土強靭化に向けた目標

基本目標
基本目標 1 人命の保護が最大限図られること
基本目標 2 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
基本目標 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
基本目標 4 迅速な復旧・復興

3. 近年の社会情勢等を踏まえた配慮すべき事項

近年、地震や風水害などの自然災害がますます激甚化・頻発化しているほか、地球温暖化をはじめとした環境問題や少子高齢化による労働力の低下、社会资本ストックの老朽化による維持管理コストの増加など、国土強靭化を取り巻く情勢はますます厳しいものとなっています。

そのような中、国において、国土強靭化を推進するための新たな方針として、「デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化」と「地域における防災力の一層の強化」が示されました。

本計画では、国土強靭化を取り巻く様々な社会課題を認識したうえで、国から示された新たな方針、さらに、近年の災害から得られた様々な教訓をもとに、以下の視点を踏まえつつ、本町の防災対策を推進していくものとします。

(1) 事前復興の発想の導入促進

これまで、大規模災害からの復興には長期間を要し、被災者の生活再建や産業の立ち直りが進まないという状況がありました。被災後に、災害に強い地域に復興していく姿を描くことは容易ではありません。

そこで、「より良い復興（Build Back Better）」を迅速に果たすために、従前からの防災・減災対策、国土強靭化対策に加え、地域の復興を先取りし、災害に備える「事前復興」の取組をより促進することが重要と考えられます。

(2) 地震後の複合災害への対応

令和6年能登半島地震の復旧・復興のさなかにあった能登半島において、令和6年9月に大規模な風水害が発生し、甚大な被害が生じました。

大規模地震後の復旧・復興には、多くの時間が必要となりますが、その際に複合災害が発生する可能性を想定していくことも重要となります。そのため、近隣市町村や県、さらには災害の影響が及ばない遠隔地の地方公共団体、その他民間団体等との幅広い応援協定を締結するなど、受援・応援体制を強化しておくことが必要です。また、災害時に各関係団体と迅速かつ適切に連携できるよう、日々の訓練等を慣例化するなど、実行性を担保しておくことも重要となります。

(3) インフラの強靭化・老朽化対策

高度経済成長期以降に整備した社会资本ストックの老朽化により、維持管理・更新費用の増大、老朽化や劣化に起因する事故が増えつつあります。

今後も、社会資本を長期にわたって安全に使用し続けるためには、維持管理・更新費用のトータルコストの中長期的な縮減と平準化を図っていくことが必要です。

また、国土強靭化の観点においては、効果的な災害予防の視点から、対策すべき施設の優先順位を明確にしたうえで、選択と集中のもと計画的な投資を行っていくことが必要となります。

(4) デジタル技術の活用

自然災害がますます激甚化・頻発化する中、災害対応の迅速化と住民の安全確保にむけてデジタル技術（防災DX）の活用は、必要不可欠と言えます。

本町にとって、どの分野でどのようなデジタル技術の活用が効果的であるか等を明確にしたうえで、デジタル技術の積極的な活用を図り、防災体制の強化につなげていくことが重要となります。

(5) 災害関連死を防止する避難所運営

熊本地震や令和6年能登半島地震など近年の災害では、慣れない避難生活での病気の発症や持病の悪化等を原因とする災害関連死も多く報告されています。また、令和2年にはコロナ禍において全国的に大水害が相次いで発生し、避難所における感染症対策が課題とされました。

こうした過去の災害教訓を踏まえ、多角的な視点から、今一度避難所運営のあり方を見直すことも重要であると考えられます。

(6) 地域防災力の向上

少子高齢化や核家族化が進む中、地域コミュニティの担い手不足や地域への愛着・帰属意識の低下などから、地縁的なつながりがますます希薄化しています。

阪神・淡路大震災では、被災がれきの下から住民によって救出された人は約2万7,000人で、警察・消防・自衛隊によって救出された人（約8,000人）の3倍以上であったと言われています。（※災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会報告書 平成21年3月 消防庁国民保護・防災部防災課より）

このように、災害時において地域コミュニティが果たす役割は大きく、平時より近隣者との顔の見える関係づくりを通して、地域コミュニティを再構築していくことが重要となります。

本町においても、関係部署間の連携のもと、地域共生社会の実現に向けた各種取組を強化していくことが重要となります。

第3章 脆弱性評価

国土強靭化基本法第9条においては、国土強靭化に関する施策は、国土強靭化を図る上で必要な事項を明らかにするために大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った上で策定及び実施されるものとすると規定されており、国の基本計画及び県計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた国土強靭化に必要な施策の推進方針が定められています。

本町としても、強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国及び群馬県を参考に、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を実施しました。

STEP1. 対象とする自然災害の設定

STEP2. 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（以下、「リスクシナリオ」という。）の設定

STEP3. 施策分野の設定

STEP4. リスクシナリオごとにこれを回避するための施策を洗い出し

STEP5. リスクシナリオを回避するための分析・評価（脆弱性評価）

1. 対象とする自然災害

本計画で対象とする自然災害は、国の基本計画や県計画で示されている大規模自然災害を参考としながら、本町の特性を踏まえ、以下のように設定します。

表 3-1 対象とする自然災害

災害の種類		想定する規模等	本町の災害特性
大規模地震		関東平野北西縁断層帯主部地震	町内全域における家屋の倒壊等
台風・梅雨前線等による豪雨・竜巻・突風	水害	記録的大雨等による大規模水害を想定	利根川の氾濫等
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害を想定	町内全域における人的被害及び家屋等の被害
暴風雪・大雪		記録的大暴風雪や大雪による大規模雪害を想定	町内全域における人的被害及び家屋等の被害
複合災害		大規模地震や大雨による洪水などが同時または連續して発生する被害	上記の複合災害

2. 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」の設定

国的基本計画や県計画の「事前に備えるべき目標」及び「リスクシナリオ」を参考にしつつ、本町の地域特性や配慮すべき事項を踏まえ、以下の6つの「事前に備えるべき目標」と25の「リスクシナリオ」を設定しました。

表 3-2 事前に備えるべき目標と各リスクシナリオ

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）			
1 あらゆる災害に対する直接死を最大限防ぐ	(1)	地震等による建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生		
	(2)	大規模火災による多数の死傷者の発生		
	(3)	突発的・広域的な洪水に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生		
	(4)	大雪による転倒や交通事故の発生に伴う死傷者の発生		
2 災害関連死を最大限防ぐ	(1)	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
	(2)	医療施設、福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
	(3)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす被災者の健康心理状態の悪化による死者の発生		
	(4)	被災地での食料・飲料水等、生命にかかる物資供給の停止		
	(5)	長期にわたる孤立地域等の発生		
	(6)	災害と感染症の同時発生		
3 必要不可欠な行政機能を確実に確保する	(1)	被災による警察機能の大幅な低下、治安の悪化、社会の混乱		
	(2)	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
4 経済活動を維持する	(1)	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞		
	(2)	食料等の安定供給の停滞に伴う社会経済活動への甚大な影響		
	(3)	産業施設等の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出		
	(4)	農地等の荒廃による多面的機能の低下		
5 通信、ライフライン、インフラ等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる	(1)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態		
	(2)	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止		
	(3)	上下水道施設、工業用水施設等の長期間にわたる機能の停止		
	(4)	基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への影響		
6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	(1)	事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		
	(2)	復旧・復興を支える人材等の不足により、復興できなくなる事態		
	(3)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態		
	(4)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	(5)	風評被害や信用不安、失業・倒産等による地域経済への甚大な影響		

3. 施策分野の設定

強靭化の実現にむけては、ハード・ソフトの両事業を組み合わせながら、様々なリスクシナリオを回避することが必要となり、取り組むべき事業は多岐にわたります。

そのため、各事業ごとに共通する施策分野を設定し、分野別の具体的な対策を推進することで、各事業間の相乗効果を高めていくことが重要となります。

本町では、「千代田町第6次総合計画」で設定されている次の5つの施策分野を設定することで、まちづくりの方向性と整合のとれた強靭化施策を推進していきます。また、新たに国的基本計画で示された「デジタル技術の活用による防災力の強化」については、各分野に共通する概念であることから横断的分野として位置付けることとします。

表 3-3 施策分野

施策分野	1. 生活環境 2. 保健・医療・福祉 3. 教育・文化 4. 産業振興 5. 町民と行政の協働
横断的分野	1. デジタル技術の活用による防災力の強化

4. リスクシナリオごとにこれを回避するための施策の洗い出し

2で設定した各リスクシナリオに対して、強靭化に資すると考えられる現在の町の施策（事業）を整理する（洗い出す）ことで、現時点で十分回避が可能と考えられるリスクシナリオや取組の強化が必要と考えられるリスクシナリオを把握することができます。

本町のリスクシナリオごとの強靭化に資すると考えられる現在の施策（事業）は以下のとおりです。

表 3-4 設定したリスクシナリオに対する現在の町の取組状況

リスクシナリオ		施策	事業
1 (1)	地震等による建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生	・公共施設の耐震化 ・民家の耐震化	・耐震改修促進計画の改定 ・公共施設等総合管理計画、個別施設計画の改定 ・木造住宅耐震診断者派遣事業 ・木造住宅耐震改修補助事業
1 (2)	大規模火災による多数の死傷者の発生	・初期消火の体制強化 ・消防力の維持・強化	・自主防災組織活動助成事業 ・地域消防団体支援事業 ・消防施設整備事業 ・防災行政無線保守点検事業

リスクシナリオ		施策	事業
1 (3)	突発的・広域的な洪水に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の改修等の推進 ・危険個所と避難方法の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水路等改修事業及び維持管理 ・休伯川排水機場ポンプの増設要請 ・新谷田川放水路の調整池等貯留施設の整備要請 ・特定都市河川流域貯留浸透対策事業 ・ふれあいタウンちよだ調整池管理事業 ・ハザードマップの更新と配布 ・防災研修の開催と参加支援
1 (4)	大雪による転倒や交通事故の発生に伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・防雪資材の確保 ・防雪体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の防雪資材の備蓄 ・道路の防雪体制の整備
2 (1)	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の体制強化 ・消防力の維持・強化 ・受援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織活動助成事業【再掲】 ・地域消防団体支援事業【再掲】 ・消防施設整備事業【再掲】 ・防災行政無線保守点検事業【再掲】 ・受援計画の策定
2 (2)	医療施設、福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機能の維持 ・災害時の円滑な救急医療の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な救護所開設マニュアルの作成 ・救急医療情報キットの配布 ・緊急通報装置の貸与
2 (3)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす被災者の健康心理状態の悪化による死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の状態に応じた避難所の運営 ・健康維持のための体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の受け入れを踏まえた避難所の機能強化 ・新規の福祉避難所の指定 ・巡回健康相談
2 (4)	被災地での食料・飲料水等、生命にかかる物資供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携による備蓄 ・災害に強い道路網の整備 ・災害発生時の道路啓開 ・緊急時の輸送体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な、飲料水、食料、資機材等の備蓄 ・住民と地区ごとの物資等の備蓄の推進 ・事業所と連携した備蓄の推進 ・道路整備事業 ・都市計画道路整備事業 ・市町村道路整備事業 ・橋梁改修事業 ・災害時の道路啓開についての計画の策定 ・道路啓開や応急復旧のための民間団体等との協定の締結 ・町有車両の緊急通行車両としての届出 ・ヘリポートの維持管理 ・緊急時の物資運搬に関する民間事業者との協力体制の構築

リスクシナリオ		施策	事業
2 (5)	長期にわたる孤立地域等の発生		
2 (6)	災害と感染症の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症等の予防体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の感染予防対策マニュアルの作成 ・防疫活動 ・防疫活動のための体制強化 ・新型コロナウイルス等を想定した避難所運営
3 (1)	被災による警察機能の大幅な低下、治安の悪化、社会の混乱	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の治安維持の体制構築 ・社会秩序維持のための住民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織活動助成事業【再掲】 ・中学校交通安全教室事業 ・住民参加の防災訓練の実施
3 (2)	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機能の維持 ・職員の資質の向上 ・受援体制の強化 ・多様な情報伝達手段の確保 ・情報伝達体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の改定 ・職員初動マニュアルの更新 ・地域防災計画の改定 ・各種訓練の実施 ・非常用発電機の更新及び保守・点検 ・防災訓練の実施 ・職員研修の実施 ・S N S 活用事業 ・要配慮者の特性に配慮した通信手段の確保 ・ケーブルテレビを利用したまちづくり事業 ・ホームページ管理事業 ・情報ネットワークシステム管理事業 ・情報伝達手段の災害リスク・復旧方法の検討 ・防災訓練における情報伝達手段の運用確認 ・他自治体との応援協定の締結 ・受援計画の策定【再掲】
4 (1)	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・経済活動の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続力強化支援計画の見直し
4 (2)	食料等の安定供給の停滞に伴う社会経済活動への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携による備蓄 ・災害時給水体制の強化 ・農業生産の機能維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な、飲料水、食料、資機材等の備蓄【再掲】 ・住民と地区ごとの物資等の備蓄の推進【再掲】 ・事業所と連携した備蓄の推進【再掲】 ・応急給水の体制維持 ・用排水路等整備事業 ・小規模農村整備事業 ・多目的機能支払交付金事業

リスクシナリオ		施策	事業
4 (3)	産業施設等の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の回収のための資機材の備蓄 ・危険物取扱の人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・防除活動体制の整備 ・危険物の取扱者等への研修
4 (4)	農地等の荒廃による多面的機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産の機能維持 ・森林の適正管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・用排水路等整備事業【再掲】 ・小規模農村整備事業【再掲】 ・多目的機能支払交付金事業【再掲】 ・森林環境保全事業 ・森林病害虫等防除事業
5 (1)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な情報伝達手段の確保 ・避難指示等の適切な発令 ・住民の自主的な避難行動 ・避難行動要支援者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS活用事業【再掲】 ・要配慮者の特性に配慮した通信手段の確保【再掲】 ・ケーブルテレビを利用したまちづくり事業【再掲】 ・ホームページ管理事業【再掲】 ・情報ネットワークシステム管理事業【再掲】 ・避難指示等の発令基準及び伝達マニュアルの見直し ・自主防災組織活動助成事業【再掲】 ・要配慮者対策事業 ・避難行動要支援者避難支援等事業
5 (2)	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給事業者との連携強化 ・災害対応給油所の確保 ・分散型エネルギーの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給事業者との協定締結 ・災害対応給油所の確保 ・住宅用太陽光発電システム設置補助事業
5 (3)	上下水道施設、工業用水施設等の長期間にわたる機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化 ・災害時給水体制の強化 ・災害に強い汚水処理の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道管の耐震化 ・老朽管路の更新 ・応急給水の体制維持【再掲】 ・利根川左岸流域下水道整備事業〔県負担金〕 ・利根川左岸流域関連公共下水道整備事業 ・コミュニティプラント管理運営事業 ・合併処理浄化槽設置補助事業 ・災害時のし尿処理体制の構築

リスクシナリオ		施策	事業
5 (4)	基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い道路網の整備 ・災害発生時の道路啓開 ・緊急時の輸送体制の確立 ・公共交通（交通手段）の機能維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備事業【再掲】 ・都市計画道路整備事業【再掲】 ・市町村道路整備事業【再掲】 ・橋梁改修事業【再掲】 ・災害時の道路啓開についての計画の策定【再掲】 ・道路啓開や応急復旧のための民間団体等との協定の締結【再掲】 ・町有車両の緊急通行車両としての届出【再掲】 ・ヘリポートの維持管理【再掲】 ・緊急時の物資運搬に関する民間事業者との協力体制の構築【再掲】 ・広域公共路線バス運行事業
6 (1)	事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		
6 (2)	復旧・復興を支える人材等の不足により、復興できなくなる事態		
6 (3)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の適切な処理体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 ・群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援協定に基づく処理体制の構築
6 (4)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災活動の担い手の育成 ・地域活動の活性化 ・住民に対する経済的な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建支援体制の構築 ・災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成 ・生活困窮者自立支援事業 ・災害関係資料の展示事業 ・防災体験学習 ・町づくりサポート事業 ・協働のまちづくり事業助成金交付事業 ・コミュニティ拠点施設の充実支援事業
6 (5)	風評被害や信用不安、失業・倒産等による地域経済への甚大な影響		

5. リスクシナリオを回避するための分析・評価（脆弱性評価）

（1）施策・事業が存在しないリスクシナリオ

第2項で設定した25のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に対して、第4項で整理した現時点の町の取組をみると、以下の4つのリスクシナリオに対して取組が存在しないことが明らかとなりました。そのため、これら4つのリスクシナリオに対する新たな施策・事業を検討し、本町の災害に対する強靭化に繋げていくことが必要となります。

表3-5 現在の町の取組において施策・事業が存在しないリスクシナリオ

2-(5)	長期にわたる孤立地域等の発生
6-(1)	事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-(2)	復旧・復興を支える人材等の不足により、復興できなくなる事態
6-(5)	風評被害や信用不安、失業・倒産等による地域経済への甚大な影響

また、以下のように施策・事業は存在するものの現在の取組だけではリスクシナリオを回避することが困難であると判断されるものに関しても、新たな施策・事業を検討し、災害に対する強靭化に繋げていくことが必要となります。

表3-6 現在の取組だけではリスクシナリオを回避できないと判断されるもの

リスクシナリオ	施策	事業
4-(1) サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞	・経済活動の維持	・事業継続力強化支援計画の見直し

（2）本町の地域特性を踏まえた脆弱性評価

① 洪水・浸水対策の強化

本町は、利根川中流域の左岸に位置し、想定最大規模の降雨により広い範囲で3m以上の浸水が発生すると予測されています。そのため、河川浸水対策の強化や住民等の危機管理意識の醸成等、ハード・ソフトの両面からこれまで以上に取組を充実していく必要があります。また、ハザードマップに示された浸水継続時間では、谷田川沿いの一部地域などで7～14日程度浸水が継続するとも予測されており、浸水継続時間の長期化とともに孤立集落が発生することも考えられます。そのため、あらかじめ孤立集落が発生した場合の支援のあり方について具体的な対策を検討するとともに、住民のとるべき行動等に関する普及・啓発を強化することが必要となります。

② 地震に対する備え

群馬県が公表した地震被害想定によると、関東平野北西縁断層帯主部地震が発生した場合、建物の全半壊棟数は約1,080棟、死傷者数は最大で約114名と試算されています。そのため、公共施設や民間建築物の耐震化を促進し、地震時の建物倒壊を軽減することはもちろんのこと、併せて、災害発生時の屋外広告物やブロック塀の転倒・落下等による被害を未然に防止するため、屋外広告物やブロック塀等の転倒防止対策を進めていくことも必要となります。

また、本町では、地震発生後、利根川沿いを中心に、町の中心部から東部地域にかけて広い範囲で液状化が発生すると予測されています。そのため、公共インフラ施設等の液状化対策を推進するとともに、住民に対し、液状化ハザードマップや相談窓口、地震保険への加入の重要性等に関する普及・啓発を行うなど、液状化に対する事前の備えを進めておくことが重要と考えられます。

③ 発災後の迅速な対応

本町には、県が指定する緊急輸送道路が8路線、町が指定する緊急輸送道路が20路線あります。これらの緊急輸送道路では、災害時の緊急車両の通行を確保する必要があることから、緊急輸送道路沿いの特定沿道建築物の耐震化を進めることや、地震時に道路閉塞の要因となるその他の沿道支障物（道路付属物等）について、適切な維持管理を行っていくことが重要となります。

④ 居住誘導区域の防災対策の強化

本町では、令和3年に「立地適正化計画」を策定し、将来の人口減少や高齢化を見据えた『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進するとしています。また、立地適正化計画の中では、現在の町の中心部と新たに宅地造成を行った「ふれあいタウンちよだ」周辺を、将来に向けた「居住誘導区域」として設定しています。しかしながら、町全域が利根川の洪水浸水想定区域に含まれる本町の地理的特性においては、当該居住誘導区域における防災対策が重要となります。そのため、立地適正化計画における『防災指針』に則り、将来の居住誘導区域に対して計画的かつ重点的な防災対策を進めていく必要があります。

(3) これまでの取組課題

本町では、令和3年3月に「千代田町国土強靭化地域計画」を策定し、各種防災対策を進めてきました。

これまでの取組の中から、強靭化をさらに進めるための課題について、以下に整理します。

① 民間住宅・建築物の耐震化の促進

民間住宅・建築物に対しては、「木造住宅耐震改修補助事業」などにより耐震化を進めてきましたが、高齢世帯では、自らの住み続ける期間などを考慮し、耐震改修工事を実施する費用対効果が低いと考えている方が多いことが分かりました。

しかしながら、住宅・建築物の耐震化は、町の安全・安心に繋げるために必要不可欠な取組です。そのため、高齢世帯への耐震化率の向上に向けたアプローチを継続していく必要があります。

② 自主防災組織の活動

自主防災組織は、現在 19 団体ありますが、活動助成を行っている団体は令和 6 年度実績で 5 団体と少ない状況です。また、令和 6 年度時点では 3 地区で自主防災組織が結成されていない状況です。

災害時において地域コミュニティが果たす役割は大きく、平時より地域住民による共助体制の構築は必要不可欠となります。そのため、自主防災組織の活動を促す普及・啓発を推進するとともに、全地区で自主防災組織が結成されるよう働きかけていく必要があります。

③ 消防力の維持・強化

令和 2 年度には消防団員の定員は充足していましたが、人口減少・少子高齢化の影響などにより、近年、消防団員数が減少してきています。

消防団は、災害時に消火活動や救助・救急活動を行うほか、平時には防災訓練や防火・防災に関する啓発活動を行うなど、地域の消防防災リーダーとして欠かせない存在です。そのため、消防団員の確保・育成に向けた各種取組を強化していくことが必要です。

④ 避難行動要支援者への対応

災害時の避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者の個別避難計画を作成するとともに、令和 6 年度より要配慮者利用施設と連携した避難訓練を実施してきました。

避難訓練では、要配慮者への円滑な情報伝達やコミュニケーションの難しさなど、様々な課題が確認されました。そのため、今後は、これら課題に対する対応策について検討・検証を繰り返しながら、災害時の安全かつ円滑な避難体制の構築につなげていく必要があります。

⑤ インフラ施設の老朽化等への対応

現在、道路や橋りょうの維持補修、河川改修、上下水道施設の耐震化・老朽化対策等、各種インフラ施設の維持管理について、それぞれ個別計画を策定したうえで国の交付金を活用しながら順次対策を進めているところです。しかしながら、町負担分の単独費用の調達も含め、計画的な工事予算の確保が難しい状況にあります。そのため、対策すべき施設の優先順位を明確にしたうえで、選択と集中のもと計画的な投資を行っていくことが必要となります。

⑥ 備蓄品の保管場所の確保

現在、本町では最大避難者数 4,927 名を想定した飲料水や食料の備蓄品の確保を進めています。また、各避難所においては感染予防対策等に係る備蓄品の確保を進めています。

本町は、町内全域が洪水浸水想定区域であることから、本来、こうした備蓄品は建物の 2 階以上での保管が必要となります。しかし、場所が限られているため、現在、保管スペースが不足している状況となっています。そのため、今後は、これら備蓄品の適切な保管場所について検討・確保していく必要があります。

⑦ 個別計画・マニュアル類の整備

令和 3 年 3 月に策定した「千代田町国土強靭化地域計画」では、本町の国土強靭化を進めるために、様々な個別計画及びマニュアル類を策定（改定）・整備する旨を位置付けましたが、以下に示す個別計画及びマニュアル類については、計画期間中に策定（改定）・整備まで行うことができませんでした。そのため、これら個別計画及びマニュアル類については、引き続き、本計画期間中に策定（改定）・整備を行い、本町の計画的な国土強靭化の推進につなげていく必要があります。

表 3-7 本計画期間中に策定（改定）・整備が必要な個別計画・マニュアル

区分	計画・マニュアル名	備考
策定	災害時道路啓開計画	
改定	受援計画	国、県の最新状況の反映
策定	広域的な救護所開設マニュアル	関係機関との連携・協議が必要
策定	災害時の感染予防対策マニュアル	
改定	業務継続計画	
更新	事業継続力強化支援計画	
改定	災害ボランティアセンター設置運営マニュアル	事前登録（二次元コード）を前提としたマニュアルの改定

第4章 強靭化の推進方針

本章では、現在の本町の防災対策や脆弱性評価の結果から見えた課題、近年の社会情勢を踏まえた配慮すべき事項等を踏まえ、各リスクシナリオを回避し、強靭化に向けた事前に備えるべき目標を実現するための各推進方針（施策（取組））を設定します。

1. あらゆる災害に対する直接死を最大限防ぐ

（1）地震等による建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

① 公共施設の耐震化

耐震改修促進計画は、令和7年度に再度改定しており、計画に沿った改修を実施していきます。また、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画により、公共施設の改修と更新を計画的に進めています。

主な取組・事業	担当係	区分
耐震改修促進計画の推進	都市計画係	継続
公共施設等総合管理計画、個別施設計画の推進	財政係	継続

② 民家の耐震化

高齢世帯への訪問相談等により、個人住宅の耐震診断・耐震改修等を促進します。また、家具転倒防止策など屋内の安全性を高める情報提供を行うとともにブロック塀等の安全確保対策を推進します。

主な取組・事業	担当係	区分
木造住宅耐震診断者派遣事業	都市計画係	継続
木造住宅耐震改修補助事業	都市計画係	拡充
ブロック塀等転倒防止対策の推進	都市計画係	新規

③ 液状化対策の推進

住民に対して、液状化による宅地への被害や影響等に関する普及啓発を行うとともに、液状化の防止に資する取組について調査・研究します。

主な取組・事業	担当係	区分
液状化に関する知識の普及・啓発	危機管理室	新規

(2) 大規模火災による多数の死傷者の発生

① 初期消火の体制強化

火災の未然防止には、住民一人ひとりの火事発生への予防対策の心がけが重要であることから、様々な機会を通した防災意識の向上に努めます。

また、大規模火災を未然に防ぐには、初期消火が重要であるため、地域で協力して初期消火活動ができるよう、全地区での自主防災組織の結成を目指し、自主防災組織活動の支援を強化します。

主な取組・事業	担当係	区分
自主防災組織活動助成事業	危機管理室	拡充

② 消防力の維持・強化

消防団の機能維持と強化に向け、消防団の訓練等の実施、消防団員の確保に努めます。また、定期的に消防車両や消防設備の更新を行い、消防力の維持・強化に努めます。

主な取組・事業	担当係	区分
地域消防団体支援事業	危機管理室	拡充
消防施設整備事業	危機管理室	継続
防災行政無線の保守点検事業	危機管理室	継続

③ 火災への備えの強化

能登半島地震の教訓を踏まえ、地震時の火災延焼を防止する観点から、感電ブレーカーの普及・啓発を促進します。

主な取組・事業	担当係	区分
感電ブレーカーの普及啓発	危機管理室	新規

(3) 突発的・広域的な洪水に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生

① 河川の改修等の推進

町の管理する排水路、調整池等について、強靭化に資する効果を勘案しながら、選択と集中のもと計画的な整備・改修に取り組みます。国や県の管理する河川については、改修の必要箇所について引き続き要請を行っていきます。

また、近年頻発して起こっている新谷田川放水路での溢水を解消するため、休泊川排水機場ポンプの増設及び、新谷田川放水路への調整池等の整備について国及び県に要請を行います。

さらに、近年の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組みます。

主な取組・事業	担当係	区分
排水路等改修事業及び維持管理	土木管理係	拡充
休伯川排水機場ポンプの増設要請	土木管理係	継続
新谷田川放水路の調整池等貯留施設の整備要請	土木管理係	継続
特定都市河川流域貯留浸透対策事業	都市計画係	継続
ふれあいタウンちよだ調整池管理事業	都市計画係	継続

② 危険個所と避難方法の周知

水害の危険性に関する講習や訓練の実施に努めるとともに、あらゆる機会を通じてハザードマップの周知・強化を図ります。

主な取組・事業	担当係	区分
ハザードマップの周知・強化	危機管理室	拡充
防災研修の開催と参加支援	危機管理室	拡充

③ 森林の適正管理

平地林保全のためのボランティア団体に対し、今後も活動が維持できるよう引き続き支援を行います。また、森林保全を目的に、森林病害虫の駆除及びその蔓延防止のため伐倒駆除や樹幹注入等を引き続き実施していきます。

主な取組・事業	担当係	区分
森林環境保全事業	農政係	継続
森林病害虫等防除事業	農政係	継続

④ 地区単位の防災対策の強化

災害時の共助に重要性を鑑み、地区単位の防災訓練を実施するとともに、居住誘導区域内の設定されている各地区に対して、災害時の行動計画（避難計画・備蓄計画等）の策定を促進します。

主な取組・事業	担当係	区分
地区単位の防災訓練の実施	危機管理室	新規
居住誘導区域内の各地区での災害時行動計画の策定	危機管理室	新規

(4) 大雪による転倒や交通事故の発生に伴う死傷者の発生

① 防雪資材の確保

毎年度、一定数の融雪剤を購入し、町有倉庫や協力企業で保管していており、引き続き、防雪資材の備蓄に努めます。

主な取組・事業	担当係	区分
道路の防雪資材の備蓄	土木管理係	継続

② 防雪体制の整備

町内企業8社に、除雪及び凍結防止剤の散布区域を設定し、協力を依頼しています。また、群馬県道路除雪行動計画に基づき、道路管理者の垣根を超えた効率的な除雪を実施しており、引き続きこれらの体制の維持に努めます。

主な取組・事業	担当係	区分
道路の除雪体制の整備	土木管理係	継続

2. 災害関連死を最大限防ぐ

(1) 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 初期消火の体制強化【再掲】 P28 参照

② 消防力の維持・強化【再掲】 P28 参照

③ 受援体制の強化

令和3年度に策定した「千代田町受援計画」について、近年の社会情勢や国・県の状況を踏まえた改定を行うことで、より実効性の高い計画とします。また、複合災害時の円滑な受援体制の強化を図るため、複合災害等を想定した広域行政間の合同訓練を検討します。

主な取組・事業	担当係	区分
他自治体との応援協定の締結	危機管理室	継続
受援計画の改定	危機管理室	拡充
複合災害等を想定した広域行政間の合同訓練の検討	危機管理室	新規

(2) 医療施設、福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① 医療機能の維持

災害発生時に、医療機関等での治療が困難な場合に備え、負傷者等が速やかに治療を受けられるよう、救護所の開設手順と事務分担を定めた「救護所開設マニュアル」の作成を進めます。

主な取組・事業	担当係	区分
広域的な救護所開設マニュアルの作成	健康推進室	継続

② 災害時の円滑な救急医療の推進

要配慮者等に対する救急医療情報キットの配布や、緊急通報装置の貸与等により、災害時の円滑な救急医療に努めます。

主な取組・事業	担当係	区分
救急医療情報キットの配布	地域包括支援センター	継続
緊急通報装置の貸与	地域包括支援センター	継続

(3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす被災者の健康心理状態の悪化による死者の発生

① 被災者の状態に応じた避難所の運営

高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民といった災害対応能力の弱い方への配慮を踏まえた避難所の機能強化を図るとともに、福祉避難所の充実を図るため、町内福祉施設等との協定締結を推進します。また、近年の災害教訓を踏まえ、避難所における様々な課題を洗い出したうえで、避難者ニーズに応じた避難所のあるべき姿について検討を行い、避難所運営マニュアルの見直しを行います。さらに、避難所における備蓄品の適切な保管スペースの確保に努めます。

主な取組・事業	担当係	区分
避難者ニーズに応じた避難所運営のあり方の見直し（避難所運営マニュアルの見直し）	危機管理室	新規
要配慮者の受け入れを踏まえた避難所の機能強化	危機管理室	拡充
避難所における保健・医療備蓄品の充実と保管場所の確保	危機管理室	拡充
福祉避難所の充実	危機管理室	拡充

② 健康維持のための体制整備

巡回健康相談等を実施し、被災者の心と体の健康維持を支援します。

主な取組・事業	担当係	区分
巡回健康相談	健康推進室	継続

(4) 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の停止

① 関係団体等との連携による備蓄

備蓄品の保管場所を確保したうえで、被害想定に基づく量の食料・飲料水を備蓄し、迅速にこれらを提供する体制を構築します。また、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、家庭や地域における食料・飲料水の備蓄を進めます。その他、事業者との協定等に基づき、大規模災害時における食料・飲料水等の確保に努めるとともに、災害時には「赤岩ベース」に設置されたキッチンコンテナを活用し、炊き出し等による食事の提供を行うことで、災害時の対応能力の維持・強化を図ります。

主な取組・事業	担当係	区分
災害時に必要な、飲料水、食料、資機材等の備蓄及び保管場所の確保	危機管理室	拡充
住民と地区ごとの物資等の備蓄の推進	危機管理室	継続
事業所と連携した備蓄の推進	危機管理室	継続
キッチンコンテナとの連携・活用	まちづくり戦略室	新規

② 災害に強い道路網の整備

関係機関と連携し、災害に強い道路網の形成に向け、強靭化に資する効果を勘案しながら、選択と集中のもと、道路や橋梁の計画的な耐震化・長寿命化等を推進します。

主な取組・事業	担当係	区分
道路整備事業	土木管理係	拡充
都市計画道路整備事業	土木管理係	拡充
市町村道路整備事業	土木管理係	拡充
橋梁改修事業	土木管理係	拡充

③ 災害発生時の道路啓開

国・県・事業者と連携し、速やかな道路啓開への体制づくりに取り組みます。これに向けて、災害時の応急対策活動が迅速に実施できるよう、ライフライン事業者や建設事業者との協定の締結や、具体的な方法について研究を進めます。

主な取組・事業	担当係	区分
災害時の道路啓開についての計画の策定	土木管理係	拡充
道路啓開や応急復旧のための民間団体等との協定の締結	危機管理室	継続
町有車両の緊急通行車両としての届出	危機管理室	継続

④ 緊急時の輸送体制の確立

緊急時の輸送体制の確立に向け、これまでに整備した緊急用ヘリコプターの離着陸場の維持管理に取り組みます。また、緊急時における物資の搬入・搬出の円滑な実施に向け、関係機関との協定締結を推進するなど、輸送体制の強化を図ります。

主な取組・事業	担当係	区分
ヘリポートの維持管理	危機管理室	継続
緊急時の物資運搬に関する民間事業者との協力体制の強化	危機管理室	拡充

(5) 長期にわたる孤立地域等の発生

① 孤立時の連絡体制の確保と適切な避難行動

洪水等により孤立するおそれのある地区において、衛星携帯電話、市町村防災行政無線等の非常用通信設備の整備を促進します。また、当該地区の住民に対して、孤立した際の適切な避難行動等に関する周知・啓発を行います。

主な取組・事業	担当係	区分
孤立の恐れのある地区との通信手段の確保	危機管理室	新規
災害時の孤立する恐れがあることの周知・啓発	危機管理室	新規

② 安定した物資の供給

家庭や地域における食料・飲料水の備蓄を推進するとともに、洪水等により孤立した地区への安定した物資の供給体制について検討します。

主な取組・事業	担当係	区分
住民と地区ごとの物資等の備蓄の推進【再掲】	危機管理室	継続
孤立地区への安定した物資の供給方法の検討	危機管理室	新規

(6) 災害と感染症の同時発生

① 感染症等の予防体制の整備

災害時における感染予防対策マニュアルの作成に取り組み、感染症の大規模発生を未然に防ぎます。

主な取組・事業	担当係	区分
災害時の感染予防対策マニュアルの作成	健康推進室	継続
防疫活動	健康推進室	継続
防疫活動のための体制強化	健康推進室	継続

3. 必要不可欠な行政機能を確実に確保する

(1) 被災による警察機能の大幅な低下、治安の悪化、社会の混乱

① 地域の治安維持の体制構築

被災時に起こりうる治安悪化についてあらかじめ想定し、関係機関と情報共有を行える体制を構築します。また、自主防災組織が地域の治安維持に資する活動が行えるよう、全地区での自主防災組織の結成を目指し、自主防災組織活動の支援を強化します。

主な取組・事業	担当係	区分
自主防災組織活動助成事業【再掲】	危機管理室	拡充

② 社会秩序維持のための住民への周知

被災時に起こりうる治安悪化や交通の安全性の低下についてあらかじめ想定し、防災訓練や講習会等において住民への周知を図ります。

主な取組・事業	担当係	区分
中学校交通安全教室事業	危機管理室	継続
住民参加の防災訓練の実施	危機管理室	継続

(2) 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

① 行政機能の維持

業務継続計画や職員初動マニュアル等、防災関連の個別計画について、社会情勢の変化や自然災害から得られた新たな教訓等を踏まえ、より実効性を高めていくため、必要に応じて更新・見直しを行います。

また、役場庁舎に設置している各種防災設備について、老朽化状況を勘案しながら、順次、更新を行っていきます。

主な取組・事業	担当係	区分
防災関連計画の見直し・更新	危機管理室	継続
各種訓練の実施	危機管理室	継続
防災設備の更新及び保守・点検	財政係	継続
他自治体との応援協定の締結【再掲】	危機管理室	継続

② 職員の資質の向上

防災訓練や研修・講習会等を通して、継続的に職員の資質向上を図ります。また、被災後の迅速な情報収集を行うことを目的にドローン運転技能士の育成を図ります。

主な取組・事業	担当係	区分
防災訓練の実施	危機管理室	継続
ドローン運転技能士の育成	危機管理室	新規
職員研修の実施	行政係	継続

③ 受援体制の強化【再掲】 P31 参照

④ 多様な情報伝達手段の確保

災害時に情報伝達をより効果的に行えるよう、防災行政無線、メール配信システム、ホームページや各種SNS、ケーブルテレビ等を活用した運用体制の整備に取り組みます。NET119緊急通報システムのような、要配慮者の特性に配慮した通信手段の普及にも取り組みます。

また、災害時に十分な機能が発揮できるよう、通信機器の保守・整備に努めるとともに、緊急時に職員誰もが迅速に情報発信を行うことができるよう、情報ネットワークシステム等の操作等について職員への知識の普及を図ります。

主な取組・事業	担当係	区分
SNS活用事業	広報情報係	継続
要配慮者の特性に配慮した通信手段の確保	福祉係	継続
ケーブルテレビを利用したまちづくり事業	広報情報係	継続
ホームページ管理事業	広報情報係	継続
情報ネットワークシステム管理事業	広報情報係	継続

⑤ 情報伝達体制の強化

町が所有する情報伝達手段のそれぞれの災害リスクを検討し、復旧方法の確認を実施していきます。

また、防災訓練において、多様な情報伝達手段を用いて、各地区との情報伝達や、一般住民からの情報収集などの訓練を検討していきます。

主な取組・事業	担当係	区分
情報伝達手段の災害リスク・復旧方法の検討	広報情報係	継続
防災訓練における情報伝達手段の運用確認	危機管理室	継続

4. 経済活動を維持する

(1) サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

① 経済活動の維持

商工会と町が連携し、「事業継続力強化支援計画」の更新・見直しを支援します。

また、町内産業従事者間の異業種交流等を通じ、従事者間の横の繋がりの拡大や「見える化」を促進するとともに、町内事業者の確保・育成の観点から、町内事業者への優先発注を推進します。

主な取組・事業	担当係	区分
事業継続力強化支援計画の見直し	商工会・商工係	継続
町内産業従事者間のつながりの強化	商工係	新規
町内事業者の確保・育成	商工係	新規

(2) 食料等の安定供給の停滞に伴う社会経済活動への甚大な影響

① 関係団体との連携による備蓄【再掲】 P32 参照

② 災害時給水体制の強化

群馬東部水道企業団との応急給水の訓練等を通じて、災害時の応急給水体制の維持・強化を図ります。

主な取組・事業	担当係	区分
応急給水の体制維持	危機管理室	継続

③ 農業生産の機能維持

町内の農道及び用排水路の施設は、全体的に老朽化が進んでいます。事業費の確保に努めるとともに、必要な農業用施設・設備の改修に努めます。また、農村環境の良好な保全と質的向上を図る団体の支援を引き続き実施していきます。

主な取組・事業	担当係	区分
用排水路等整備事業	農政係	継続
小規模農村整備事業	農政係	継続
多目的機能支払交付金事業	農政係	継続

(3) 産業施設等の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

① 危険物の回収のための資機材の備蓄

危険物施設からの危険物の拡散・流出を防止するため、吸着マットをはじめとした防災応急対策用資機材の備蓄に努めます。また、東部環境事務所、館林地区消防組合との協力体制の構築を図ります。

主な取組・事業	担当係	区分
防除活動体制の整備	エコ推進係 危機管理室	継続

② 危険物取扱の人材育成

危険物の特性等を把握し、適切な処理ができる人材を確保するため、危険物取扱者等への講習会・研修会を実施します。

主な取組・事業	担当係	区分
危険物の取扱者等への研修	危機管理室	継続

(4) 農地等の荒廃による多面的機能の低下

① 農業生産の機能維持【再掲】 P37 参照

5. 通信、ライフライン、インフラ等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる

(1) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 多様な情報伝達手段の確保【再掲】 P36 参照

② 避難指示等の適切な発令

令和6年度に、町内中小河川の避難情報発令の判断基準及び基準に伴う防災行動計画の策定、利根川の避難情報発令の基準及び防災行動計画の見直しを行いました。

今後は、訓練等を通して基準や行動計画に沿った行動ができるかなど、基準や行動計画を検証しつつ、適宜、計画等の見直しを行うことで、実効力の向上を図っていきます。

主な取組・事業	担当係	区分
避難指示等の発令基準及び伝達マニュアルの見直し	危機管理室	拡充

③ 住民の自主的な避難行動

災害発生時において、住民自らが状況を判断し、自主的に的確な避難行動がとれるよう、防災訓練や防災講習会等を実施します。

主な取組・事業	担当係	区分
自主防災組織活動助成事業【再掲】	危機管理室	拡充

④ 避難行動要支援者への対応

要配慮者が、迅速かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、これまでの避難訓練等で得られた課題をテーマとした地区ごとの避難訓練を定期的に実施することで、要配慮者の支援体制の強化に努めます。

主な取組・事業	担当係	区分
要配慮者対策事業	危機管理室	継続
避難行動要支援者避難支援等事業	福祉係	拡充

(2) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

① エネルギー供給事業者との連携強化

町はすでにエネルギー供給業者と災害時におけるエネルギー供給に関する協定締結を行っていますが、引き続き、より多くの事業者と協定を締結していきます。

主な取組・事業	担当係	区分
エネルギー供給事業者との協定締結	危機管理室	継続

② 災害対応給油所の確保

災害時に町内で優先的な給油が行えるよう、町内のすべての給油事業者との協定締結を推進します。

主な取組・事業	担当係	区分
災害対応給油所の確保	危機管理室	拡充

③ 分散型エネルギーの推進

住宅用太陽光発電システムの導入等、再生可能エネルギーの普及を促し、災害時でも多くの場所でエネルギーの確保ができるまちづくりを推進します。

主な取組・事業	担当係	区分
住宅用太陽光発電システム設置補助事業	エコ推進係	継続

(3) 上下水道施設、工業用水施設等の長期間にわたる機能の停止

① 水道施設の耐震化

水道事業は、群馬東部水道企業団が担っているため、同企業団と連携し、上水道の耐震化と老朽管路の更新を推進していきます。

主な取組・事業	担当係	区分
水道管の耐震化	群馬東部水道企業団	継続
老朽管路の更新	群馬東部水道企業団	継続

② 災害時給水体制の強化【再掲】 P37 参照

③ 災害に強い汚水処理の確立

下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策とともに、被災時の早期復旧のための体制整備に努めます。同時に、汚水処理率の向上を目指し、下水道未整備箇所の早期着手や、合併処理浄化槽の設置支援に取り組みます。

災害時の汚水処理については、館林衛生施設組合にて両毛6市による相互応援協定が締結されており、今後災害時の具体的な対応を関係部署と協議し、体制整備に努めます。

主な取組・事業	担当係	区分
利根川左岸流域下水道整備事業〔県負担金〕	下水道係	継続
利根川左岸流域関連公共下水道整備事業	下水道係	継続
コミュニティプラント管理運営事業	エコ推進係	継続
合併処理浄化槽設置補助事業	エコ推進係	継続
災害時のし尿処理体制の構築	エコ推進係	継続

(4) 基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への影響

- ① 災害に強い道路網の整備【再掲】 P33 参照
- ② 災害発生時の道路啓開【再掲】 P33 参照
- ③ 緊急時の輸送体制の確立【再掲】 P33 参照
- ④ 公共交通（交通手段）の機能維持

令和3年度に町内事業者1社と「災害時等におけるバス及びタクシー利用に関する協定」を締結しました。今後は、既存の連携協定で十分であるかを検証しながら、必要に応じて協定内容の見直しを行っていきます。

主な取組・事業	担当係	区分
広域公共路線バス運行事業	政策推進係	継続

6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

(1) 事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

① まちの復興に向けた事前の取組の強化

被災後の迅速な復旧・復興を進めるため、「事前復興計画」を作成します。

主な取組・事業	担当係	区分
「事前復興計画」の作成	危機管理室	新規

(2) 復旧・復興を支える人材等の不足により、復興できなくなる事態

① 地域の防災活動の担い手の育成

発災後の迅速な応急対策を行えるよう、建設関係団体等と連携し、復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の確保・育成を図るとともに、庁内技術系職員の技術の継承・向上を図ります。

また、地域の防災力だけでは対応が困難な大規模災害が発生した場合には、災害ボランティアとの連携・協力が必要不可欠となることから、災害ボランティアセンターの設置運営マニュアルを作成し、定期的な設置運営訓練を実施します。その他、防災士の資格取得に対する支援を実施し、地域防災の担い手となる人材の確保・育成を図ります。

主な取組・事業	担当係	区分
建設関係団体との連携による復興を担う人材の確保・育成	危機管理室	新規
災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成	社会福祉協議会	継続
防災士の育成	危機管理室	新規

② 受援体制の強化【再掲】 P31 参照

(3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物の適切な処理体制の構築

災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理体制の構築を図るとともに、県、他自治体及び一部事務組合との協定を活用した相互支援体制の強化及び民間事業者との協力体制の構築を図ります。

また、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するためには、初動時から廃棄物を適切に分別し、各処理施設の負担を軽減することが重要です。このため、災害時にも安定的に稼働できるリサイクル施設を整備します。

主な取組・事業	担当係	区分
災害廃棄物処理計画の策定	エコ推進係	継続
群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援協定に基づく処理体制の構築	エコ推進係	継続
リサイクル施設の整備	エコ推進係	新規

(4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 共助による地域防災力の向上

災害時において地域コミュニティが果たす役割は大きく、平時より近隣者との顔の見える関係づくりを築いておくことが重要です。このため、自主防災組織の支援や地区住民による地区防災計画の策定などを通し、地域防災力の向上を図ります。

また、人権意識や多文化共生・インクルーシブな地域社会の実現を目指す府内各所の取組について関係部署間で情報を共有することによって、地域共生社会の実現に向けた効果的な取組を推進します。

その他、令和8年度に本町にて開催される「利根川水系連合・総合水防演習」における水防学校を参考に、小学生への防災学習・防災教育を実施することにより、早い段階からの防災意識の醸成に努めます。

主な取組・事業	担当係	区分
地域共生社会の実現に向けた取組の強化	危機管理室	新規
地区防災計画の策定支援	危機管理室	新規
町づくりサポート事業	政策推進係	継続
協働のまちづくり事業助成金交付事業	政策推進係	継続
災害関係資料の展示事業	図書館	継続
防災体験学習	生涯学習係	継続
小学生を対象とした防災学習・防災教育の実施	危機管理室	新規

② 地域活動の活性化

住民の地域活動の場を確保するため、公的施設の利用を促し、集会施設等の維持に努めます。

主な取組・事業	担当係	区分
コミュニティ拠点施設の充実支援事業	行政係	継続

③ 住民に対する経済的な支援

被災した住民に対し、罹災証明の交付体制を早期に確立します。また、県と連携し災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建を支援します。

主な取組・事業	担当係	区分
被災者の生活再建支援体制の構築	危機管理室	継続
生活困窮者自立支援事業	福祉係	継続

(5) 風評被害や信用不安、失業・倒産等による地域経済への甚大な影響

① 被災後の適切な情報発信の強化

災害について、SNSやインターネット上に偽・誤情報が投稿・拡散されることも視野に、必要に応じて、様々な媒体を通じた注意喚起を行うとともに、正確な情報収集に基づく迅速かつ的確な情報発信を行うことで、誤認識や危険性に対する過剰な反応等による風評被害等の防止を図ります。

主な取組・事業	担当係	区分
風評被害等の防止に向けた正確な情報発信	広報情報係	新規

7. 横断的分野

(1) デジタル技術を活用した災害予防の推進

① デジタルを用いた防災意識の向上

防災研修や防災訓練の場を活用し、地震や洪水に関する内容の一部でVRを取り入れることで、さらなる防災意識の向上につなげます。

主な取組・事業	担当係	区分
VRを活用した地震・洪水等に係る防災研修等の検討	危機管理室	新規

② 防災アプリの活用・検討

本町に適した防災DXの導入を視野に、「防災DX官民共創協議会」に参画し、防災DXに関する情報収集や関係団体との交流を促進します。また、避難が必要なタイミングで適切な避難ができよう、防災アプリを活用した避難行動支援のあり方について調査・研究を行います。

主な取組・事業	担当係	区分
防災DX官民共創協議会への参画	危機管理室	新規
防災アプリの活用による避難行動支援の検討	危機管理室	新規

③ 孤立地区の医療体制の確保

災害により地区が孤立した事態を想定し、高齢者等のオンライン診療やドローン等を用いた医療品等の供給体制について調査・研究を進めます。

主な取組・事業	担当係	区分
オンライン診療の実施に向けた環境の検討	健康推進室 危機管理室	新規
ドローン等UAVを活用した医薬品等の供給体制の検討	健康推進室 危機管理室	新規

(2) デジタル技術を活用した迅速な復旧・復興災害対応

① 被災後の迅速な情報収集

被災後の被害状況の確認について、瓦礫等で人の立ち入りが困難な場所等についてドローン等を用いた調査手法の調査・研究を進めます。

主な取組・事業	担当係	区分
ドローン等UAVを活用した被害状況調査手法の検討	危機管理室	新規

② デジタルを活用した迅速な生活再建

被災後の迅速な生活再建を図るため、罹災証明書の発行や支援申請のオンライン化を検討します。

主な取組・事業	担当係	区分
罹災証明書の発行や支援申請のオンライン化の検討	危機管理室 固定資産税係	新規

第5章 計画の推進

1. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靭化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本計画に位置づける個別の施策について、本町の脆弱性、これまでの取組課題、近年の社会情勢を踏まえた配慮すべき事項等を勘案し、以下のとおり重点施策を設定します。

表 5-1 重点化すべき施策

重点施策	紐づくリスクシナリオ
民家の耐震化	1-(1)
液状化対策の推進	1-(1)
初期消火の体制強化	1-(2)、2-(1)
消防力の維持・強化	1-(2)、2-(1)
河川の改修等の推進	1-(3)
地区単位の防災対策の強化	1-(3)
被災者の状態に応じた避難所の運営	2-(3)
災害に強い道路網の整備	2-(4)、5-(4)
孤立時の連絡体制の確保と適切な避難行動	2-(5)
避難行動要支援者への対応	5-(1)
まちの復興に向けた事前の取組の強化	6-(1)
共助による地域防災力の向上	6-(4)

2. 重要業績評価指標（KPI）

設定した 25 のリスクシナリオごとに、取組の進捗や効果を図るため、次の重要業績評価指標（KPI）を設定します。

令和 7 年度の実績値が確定次第設定を行う。

3. 施策推進と進捗管理

本計画の実効性を確保するためには、本計画の推進方針に基づく各種施策について、他の分野別計画等と連携しながら計画的に推進するとともに、進捗管理を行うことが必要です。

このため、計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを確立し、設定した重要業績指標等に基づく進捗管理を行います。PDCAサイクルにより、それまで認識されず早急な整理が必要な問題点（脆弱性等）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

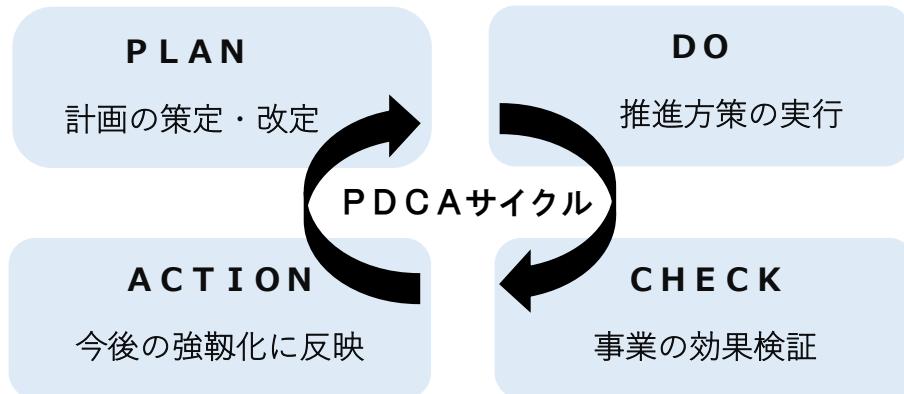


図 5-1 PDCAサイクル図

千代田町
国土強靭化地域計画

令和8年3月

〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1
千代田町総務課危機管理室
